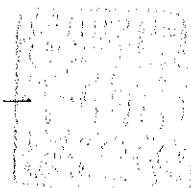


千曲市告示第42号

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修 一



千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱（令和5年千曲市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は耐震性を有していないもの」を削る。

第5条中「額）」の次に「以内」を加える。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第3項中「第12条」を「第11条」に改める。

様式第1号中

「

- (5) 耐震診断結果報告書の一部（写）または昭和56年6月以前に建築されたことがわかる書類（写）
- (6) 所得証明書 (7) 同意書（様式第4号）
- (8) 相続関係を証明できる書類
- (9) 公的機関が発行した書類（写）
- (10) 誓約書（様式第5号）
- (11) 解体撤去工事請負業者の資格を証明する書類等（写）
- (12) 市税の滞納等がない証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類

」を

「

- (5) 所得証明書
- (6) 同意書（様式第4号）
- (7) 相続関係を証明できる書類
- (8) 公的機関が発行した書類（写）
- (9) 誓約書（様式第5号）
- (10) 解体撤去工事請負業者の資格を証明する書類等（写）
- (11) 市税の滞納等がない証明書
- (12) その他市長が必要と認める書類

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。